

第 73 回国民体育大会（福井県）宿泊業務実施要領

1 趣旨

この要領は「第 73 回国民体育大会（福井県）宿泊要項」（以下「宿泊要項」という。）および「第 73 回国民体育大会報道員およびその他大会関係者宿泊規定」（以下「宿泊規定」という。）に基づき、宿泊要項および宿泊規定適用者に係る宿泊業務の実施に関して必要な事項を定める。

2 宿泊申込手続き

(1) 宿泊申込代表者

福井しあわせ元気国体合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）は、第 73 回国民体育大会に参加し、または派遣される者の宿泊申込に関して下記の区分ごとに、それぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者（以下「宿泊申込代表者」という。）を指定する。宿泊申込代表者は、宿舍の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

区 分		宿泊申込代表者
都道府県選手団	選手・監督	各都道府県体育協会会長
	本部役員	
視察員		
競技会役員		福井県内の各競技団体の長
競技役員	県 内	
	県 外	全国を統括する各競技団体の長
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者
その他大会関係者		宿泊希望のあった各団体等の代表者

(2) 宿泊申込み

① 宿泊申込みシステム

第 73 回国民体育大会の宿泊申込みは、宿泊申込みシステム（合同配宿本部が運営し、インターネットを介して、宿泊の申込みを受付け処理するシステムをいう。）により申し込まなければならない。

② 宿泊申込みに必要な ID・パスワード等の通知

合同配宿本部は、インターネットを利用した宿泊申込みに必要な ID・パスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

③ 申込み方法

宿泊申込代表者は国体宿泊申込みのインターネットアドレスにアクセスし、合同配宿本部から通知された ID・パスワードを入力してログインし、宿泊申込み入力画面に必要事項を入力の上、申し込む。

なお、合同配宿本部は、認証を受けた者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込

代表者本人により行われたものとして取り扱う。

ただし、宿泊申込みシステムに異常があり、システムによる申込みが困難な場合は、メール等により申し込みをできるものとする。

④ 申込み期限

【事前登録】

区 分	申込期限
都道府県選手団本部役員、視察員、競技会役員、競技役員（県内、県外）、報道員、その他大会関係者	H30.6.15（金） 12：00 まで

（注）事前登録のない場合は、宿泊本申込みを認めない。

【宿泊本申込み】

区 分	競 技	申込期限
都道府県選手団（本部役員）	水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、ハンドボール、クレ一射撃、自転車	H30.8.3（金） 12：00 まで
	上記以外の競技	H30.8.22（水） 12：00 まで
都道府県選手団（選手・監督） 競技会役員 競技役員（県内、県外）	水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、ハンドボール、クレ一射撃、自転車、レスリング、セ一リング、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、ボート、トライアスロン	H30.8.20（月） 12：00 まで
	上記以外の競技	H30.9.3（月） 12：00 まで
視察員、報道員 その他大会関係者	水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、ハンドボール、クレ一射撃、自転車	H30.8.3（月） 12：00 まで
	上記以外の競技	H30.8.17（金） 12：00 まで

（注）申込み期限以降は、一切の宿泊申込みを受け付けない。

(3) 宿舎の決定

- ① 合同配宿本部は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。
- ② 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者に対し、ファクシミリ等により宿舎決定通知書を送付する。
- ③ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設（以下「指定宿舎」という。）に対し、配宿決定通知書兼予約回答確認書を送付する。

- ④ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、会場地市町実行員会に対し、配宿結果のデータを宿泊申込みシステムにより確認ができるようにする。

(4) 宿舎の変更および取消し

- ① 宿舎決定後の宿泊の変更および取消し（以下「宿泊変更等」という。）については、大会の参加取消し等、特別な事情がない限り認めない。
また、都道府県選手団の宿泊に関し、不適切な対応が発生した場合は、「第 68 回国民体育大会における宿泊について」（平成 25 年 9 月 11 日付け第 25 回体協国体発第 85 号）の趣旨に基づき、日本体育協会国民体育大会委員会に報告する。
- ② 前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、宿舎決定通知書が宿泊申込み代表者に到達したとき、または合同配宿本部が宿泊申込みシステムにより画面上で確認できるようにしたとき以降とする。
- ③ 宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、宿泊申込みシステムを利用し、変更内容を入力の上、合同配宿本部に申し込む。
- ④ 合同配宿本部は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎へ連絡調整を行う。
なお、調整結果については、宿泊申込代表者に再度宿舎決定通知書を送付するとともに、宿舎決定通知書を配宿システムで確認が行えるようにし、その処理経過は記録する。
- ⑤ 選手・監督が競技敗退後または、荒天等による競技会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、宿泊要項により特例として取り扱う。
ただし、宿泊責任者が取消しを申し出る権利は、取消の理由となる事実が決定した後、申し出の効力の発生は宿舎に申し出があった日時とする。
荒天による競技会期の短縮が前日以前に決定し、前日までに取消しを申し出があった場合、短縮日当日の取消料を 0%とする。
なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

3 宿泊責任者

- (1) 宿泊申込み代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同じグループまたは、行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。
- (2) 宿泊責任者は、指定宿舎において宿泊者を代表し、宿泊者と指定宿舎との間で必要な事務の処理にあたる。

4 宿泊料金等の精算

- (1) 宿泊料金、休憩料金、入湯税および宿泊取消料（以下「宿泊料金等」という。）の精算は、宿泊要項および宿泊規定の定めるところにより現地にて精算を行う。その精算方法は原則として現金払いとするが、各宿舎において、そのほかの精算方法が可能な場合は、この限りではない。
- (2) 指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について合同配宿本部が定める様式により、互いに確認する。

- (3) 指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊内容に基づき、合同配宿本部が定める様式により、宿泊責任者の退宿時に精算確認を行い、支払額を確定する。
- (4) 指定宿舎は確定した支払額を、宿泊責任者を債務者として請求する。

5 宿舎における紛議

宿舎において紛議が生じたときは、次により解決する。

- (1) 指定宿舎の代表者は、速やかに宿泊責任者との間でその処理にあたる。
- (2) 宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合には、会場地実行委員会および県実行委員会がその処理にあたる。

6 個人情報の取り扱い

宿泊申込みに記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、合同配宿本部において宿泊業務に限り利用し、本来の目的以外に利用しない。

また、収集した個人情報は国民体育大会終了後、統計資料作成に利用した後、削除する。

7 その他

この要領に定めない事項については、合同配宿本部が別に定める。